

居宅療養管理指導のサービス提供に係る重要事項等説明書

居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という。）サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第37号第8条に基づいて、当事業者が説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業者概要

事業者名称	株式会社フタバ フタバ薬局 〇〇店（〇〇県知事指定居宅療養管理指導サービス事業者）
事業所の所在地	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
指定番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
代表者名	株式会社フタバ 代表取締役 石瀬 和香子
電話番号	072-622-6682（薬局：〇〇〇〇〇〇〇〇）

2. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問薬剤管理指導を必要と認めた利用者に対し、フタバ薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とします。
運営の方針	①利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 ②上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。 ③利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接係わる上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。

3. 提供するサービス

当事業所がご提供するサービスは以下の通りです。

【居宅療養管理指導等サービス】

- ① 当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方せんに基づいて薬剤を調製するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。
- ② サービスのご提供に当たっては、懇切丁寧に行い、分かりやすくご説明いたします。もし薬について分からないことや心配なことがあれば、担当の薬剤師にご遠慮なく質問・相談してください。

注）居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導におけるサービスの提供及び内容は同じです。

4. 職員等の体制

当事業所の職員体制は以下の通りです。

従業者の職種	員 数	通常の勤務体制（シフト制）
薬剤師	名	・ 常勤者（名） 勤務時間一午前 ～午後 ・ 非常勤者（名） 勤務時間一午前 ～午後
事務員	名	・ 非常勤者（名） 勤務時間一午前 ～午後

5. 担当薬剤師

担当薬剤師は、フタバ薬局 店に勤務する以下の薬剤師です。

担当薬剤師：① （主担当者） ：② （サポート担当者） 管理責任者：フタバ薬局 店 管理薬剤師

- ①担当薬剤師は、常に身分証を携帯していますので、必要な場合はいつでも、その提示をお求めください。
- ②利用者は、いつでも担当薬剤師の変更を申し出ることができます。その場合、当事業所は、このサービスの目的に反するなどの変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。
- ③当事業者は、担当薬剤師が退職するなどの正当な理由がある場合に限り、担当薬剤師を変更することがあります。（その場合には、事前に利用者の同意を得ることといたします。）

6. 営業日時

当事業所の通常の営業日時は、次の通りです。

- ① 営業日 月曜日から土曜日まで。但し、国民の祝祭日及び年末年始（12月30日～1月3日）、薬局が定めた臨時の定休日を除きます。
- ② 営業時間 月・火・水・木・金曜日の ～ 、土曜日の ～

7. 緊急時の対応等

- ①緊急時等の体制として、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取っています。
（緊急連絡先： フタバ薬局 （携帯））
- ②必要に応じ利用者の主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

8. 利用料

サービスの利用料は、以下の通りです。

介護保険制度の規定により、以下の通り定められています。

①居宅療養管理指導サービス提供料として

居宅療養管理指導費

- ・単一建物居住者が1人 518単位 (1割負担の方で518円)
- ・単一建物居住者が2～9人 379単位 (1割負担の方で379円)
- ・単一建物居住者が10人以上 342単位 (1割負担の方で342円)
- ・情報通信機器を用いた服薬指導 46単位 (1割負担の方で46円)

算定する日の間隔は6日以上、かつ、月4回を限度。ただし、がん末期患者及び中心静脈栄養を受けている場合は、1週に2回、かつ、月に8回を限度

②麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合

1回につき100円(①に加算)

③情報通信機器を用いた居宅療養管理指導サービス利用料は、1回のご利用につき46円(1割負担の場合)となります。

注1) 上記の他、健康保険法等に基づき、薬代や薬剤の調製に係わる費用の一部をご負担いただきます。

注2) 上記の利用料等は厚生労働省告示第124号に基づき算定しています。算定基準が改定された場合、改定後の最新の利用料を適用日より算定します。

注3) 居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費に係るサービス利用料は同じです。

9. 事故発生時の対応について

居宅療養管理指導サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者及びその家族、医療機関、利用者に係る介護事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10. ハラスメント対策

利用者及びその家族、また身元保証人等からの事業所やサービス従事者、その他関係者に対して故意に暴力や暴言等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為があり、当該行為の是正及び再発防止等に向けて利用者等と協議、対応等を行ったにもかかわらず、適切な居宅療養管理指導サービスを提供することが著しく困難な場合には、当事業者は相当期間の予告期間を置くとともに、後任の事業者の紹介その他の必要な措置を講じたうえで、居宅療養管理指導サービス提供の契約を解除させていただくことがあります。

11. 苦情申立窓口

当事業所のサービス提供に当たり、苦情や相談があれば、下記までご連絡ください。

①連絡先 : 072-622-6682 (株式会社フタバ 本部)

②担当者名 : 株式会社フタバ

令和 年 月 日

(乙) 当事業者は、甲 1 に対する居宅療養管理指導等サービスの提供に当たり、☐甲 1、☐甲 2 に対して、重要事項等説明書に基づき、サービス内容及び重要事項を説明いたしました。

(乙) 居宅療養管理指導サービス事業者

主たる事業所所在地 大阪府茨木市東太田一丁目 1-111

名 称 株式会社フタバ

代表取締役 石瀬 和香子 印

(説明担当者) フタバ薬局 店

薬剤師 印

(甲) 私は、重要事項等説明書に基づき、乙からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

(甲 1) 利用者 住 所

氏 名 印

(甲 2) 利用者家族 住 所

氏 名 印